

様式第二号（第六条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書
平成 年 月 日

呉市長 殿

届出者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第5条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更したので届け出ます。

変更前の事業場

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

変更後の事業場

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

（日本工業規格 A列4番）

(裏面)

移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				区分	移動年月日	変更前の事業場の 名称及び所在地	変更前の事業場 における番号	参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月					
							高濃度				
							低濃度				
合計											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を変更した日から10日以内に、変更前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例：高压トランス、高压コンデンサ、低压トランス、低压コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高压とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
 - 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「変更年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度に変更した場合の例：13-001)を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
 - 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低压コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」の欄には、高压トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。
 - 「区分」の欄には該当するものに印を付すこと。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
 - 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度 mg/kg」)
 - 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。